

令和2年2月相良村農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和2年2月10日（月） 午前9時00分開会

2. 開催場所 役場2階会議室

3. 出席委員（10人）

会長(10番) 渡邊 和夫 職務代理者(5番) 永田 熊信
 (1番) 宮原 清人 (2番) 岩坂 博行 (3番) 西田 義和
 (4番) 山田 成代 (6番) 白石 悌二 (7番) 平川 真由美
 (8番) 内元 幸一郎 (9番) 信國 敏彦
地区推進委員
 高岡 重盛 木崎 俊充 岩崎 盛光 伊東 明継 中竹 宏一
 杉本 和博

4. 欠席委員：農業委員（0人）

欠席委員：最適化推進委員（1人）

5. 議事日程

日程第1 議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第2 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第3 議案第7号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

日程第4 議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について

日程第5 議案第9号 非農地証明交付申請の承認について

そ の 他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 平田 智博

農地係長 阿久津 裕介

7. 会議の概要

開会：午前9時00分

議長	<p>1 開会・議長挨拶</p> <p>おはようございます。</p> <p>本日は、柳瀬地区推進委員が欠席ですが、相良村農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立します。</p> <p>只今から、令和2年2月相良村農業委員会総会を開会します。</p> <p>相良村農業委員会会議規則第4条の規定により、私が議長として議事を進行させていただきます。</p>
議長	<p>2 議事録署名委員の指名について</p> <p>議事録署名委員は、1番委員、2番委員の2名を指名します。よろしくお願ひします。</p> <p>これより、議題に沿って会議を進めます。議案が5議案で、案件が17案件です。</p>
議長	<p>3 議 事</p> <p>議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>はじめに、議案第5号農地法第3条の規定による許可申請について、審議します。1番についてですが、9番委員に関する案件なので相良村農業委員会会議規則第10条の規定に基づく議事参与制限により当該事案の審議開始から終了まで、退席をお願いします。</p> <p>(9番委員退席)</p>
議長	<p>それでは、1番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>おはようございます。議案第5号農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。番号1、大字四浦西字山口、地目は畑3筆で、合計面積は4,151㎡です。権利種別は3条の無償移転で譲渡人及び譲受人は議案に記載されているとおりです。以上です。</p>

議長	ただいま事務局より説明がございましたので、引き続き、本件について四浦地区推進委員に報告をお願いします。
四浦地区推進委員	先日立会いをしてきました。親子間の異動でありますので、問題ないと思われまます。
議長	ただいま、事務局からの説明と四浦地区推進委員からの報告がありました。本件につきましてご意見ありませんか。 (意見なしの声)
議長	ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。 (異議なしの声)
議長	ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。ここで9番委員の入室を許可します。 (9番委員入室・着席)
議長	次に、2番について事務局の説明をお願いします。
事務局	番号2、大字川辺字上七折、地目は畑1筆、面積は3,343㎡です。権利種別は3条の使用貸借で貸付人及び借受人は議案に記載されているとおりです。以上です。
議長	引き続き、本件について5番委員に報告をお願いします。
5番委員	報告いたします。7日に立会いのもとに現地確認し、間違いございません。記載のとおりです。
議長	ただいま、事務局からの説明と5番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。 (意見なしの声)
議長	ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろし

	<p>いですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に、3番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号3、大字深水字新村、地目は田1筆、面積は698㎡です。権利種別は3条の有償移転で譲渡人及び譲受人は議案に記載されているとおりです。売買価格は1,200,000円で10aあたりに換算すると1,719,197円となります。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について深水地区推進委員に報告をお願いします。</p>
深水地区推進委員	<p>報告いたします。譲受人はもともとお父さんが地主で、買い戻した結果になります。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と深水地区推進委員からの報告がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に、4番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号4、大字川辺字城ノ平、地目は畑1筆、面積は1,812㎡です。権利種別は3条の有償移転で譲渡人及び譲受人は議案に記載されているとおりです。売買価格は543,600円で10aあたりに換算すると300,000円となります。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について2番委員に報告をお願いします。</p>
2番委員	<p>報告いたします。川辺地区推進委員と1月30日に訪問しまして、</p>

議長	<p>両者の話合いのもとに問題がないことを確認しております。</p> <p>ただいま、事務局からの説明と2番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について</p>
議長	<p>次に、議案第6号農地法第5条の規定による許可申請について審議します。1番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第6号農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。番号1、大字深水字堀内、地目は畑1筆、面積は425㎡です。権利は所有権移転で譲渡人及び譲受人は議案に記載されているとおりです。売買価格は1,800,000円で10aあたりに換算すると2,361,111円となります。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について10番から報告いたします。</p>
10番委員	<p>2月になってから、両者立会いで現地を確認しまして、売買が成立したと、農振を除外し一筆を分筆しております。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と10番からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p>
4番委員	<p>売地の看板があったところですね。</p>
事務局	<p>そうです。</p>

4 番委員	わかりました。
議長	<p>他にございませんか。なければ原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>議案第 7 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について</p>
議長	<p>議案第 7 号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(利用権貸借)の承認について審議します。1 番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 7 号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(利用権貸借)の承認について説明いたします。番号 1、大字深-water 字新村及び買元、地目は田 6 筆で合計面積は 4,142 m²です。賃貸借の再設定で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 5 年で賃借料は 10 a あたり 17,000 円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について深-water 地区推進委員に報告をお願いします。</p>
深-water 地区推進委員	<p>再設定ということで問題ないと思います。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と深-water 地区推進委員から報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>

議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に、2番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号2、大字川辺字中高原、地目は畑2筆、合計面積は10,777㎡です。賃貸借の再設定で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり5,000円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について川辺地区推進委員に報告をお願いします。</p>
川辺地区推進委員	<p>2月2日に会長と確認し、再設定なので何ら問題ありません。現況は1筆の状態になっております。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と川辺地区推進委員からの報告がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に3番についてですが、深水地区推進委員に関する案件なので、相良村農業委員会会議規則第10条の規定に基づく議事参与制限により当該事案の審議開始から終了まで、退席をお願いします。</p> <p>(深水地区推進委員退席)</p>
議長	<p>それでは、3番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号3、大字深水字宮ノ前及び鳥越、地目は畑2筆、合計面積は6,099㎡です。賃貸借の新規で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり4,918円です。以上です。</p>

議長	引き続き、本件について4番委員に報告をお願いします。
4番委員	2月2日に両者立会っていただいて確認しております。議案のとおり間違いありません。
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と4番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。ここで深水地区推進委員の入室を許可します。</p> <p>(深水地区推進委員入室・着席)</p>
議長	次に、4番について事務局の説明をお願いします。
事務局	番号4、大字川辺字下永江、地目は田3筆、合計面積は1,239㎡です。賃貸借の新規で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は全筆で玄米120kgです。以上です。
議長	引き続き、本件について8番委員に報告をお願いします。
8番委員	報告します。2月2日に確認しまして、ここに記載のとおり間違いありません。
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と8番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>

議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。</p>
議長	<p>5番から7番は、利用権の設定を受ける者が同一につき一括して審議いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号5、大字川辺字雨宮鶴、地目は田1筆の面積1,859㎡です。賃貸借の新規で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり30,000円です。続きまして、番号6、大字川辺字雨宮鶴、地目は田1筆で2,637㎡です。賃貸借の新規で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり30,000円です。最後に、番号7、大字川辺字西田及び雨宮鶴、地目は田3筆で合計面積は6,375㎡です。賃貸借の再設定で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり30,000円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について川辺地区推進委員に報告をお願いします。</p>
川辺地区推進委員	<p>報告します。2日に本人と会いまして、確認しております。記載のとおり間違いありませんでした。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、5から7番について、事務局からの説明と川辺地区推進委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>

議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に、8番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号8、大字柳瀬字大丸、地目は田1筆、面積は1,864㎡です。賃貸借の再設定で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり玄米60kgです。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について柳瀬地区推進員に報告をお願いします。</p>
柳瀬地区推進委員	<p>先週7日に本人に会ってきました。再設定であり特に問題ありません。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と柳瀬地区推進委員から報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に、9番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号9、大字川辺字中高原及び高原、地目は畑2筆、合計面積は14,285㎡です。賃貸借の新規で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり10,501円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろし</p>

	<p>いですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認について審議します。1番について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号1、大字深水字堀内、地目は畑1筆、面積が948㎡です。所有権を移転する者及び所有権の移転を受ける者は議案に記載されているとおりです。売買価格は200,000円で10aあたりに換算すると210,970円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について深水地区推進委員に報告をお願いします。</p>
深水地区推進委員	<p>3日に確認しております。山になってきており、隣接地でもあるため問題ありません。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と深水地区推進委員からの報告がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。</p>
議長	<p>議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について</p> <p>次に、議案第8号農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について、審議します。</p>

事務局	<p>1 番について、事務局の説明をお願いします。</p> <p>議案第 8 号農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について説明します。番号 1、大字川辺字中高原及び高原、地目は畑 2 筆、合計面積は 14,285 m²です。権利を設定する農用地及び権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。権利種別は機構法賃貸借の転貸しで期間は 5 年で賃借料は 10 a あたり 10,501 円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>（意見なしの声）</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>（異議なしの声）</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>議案第 9 号 非農地証明交付申請の承認について</p>
議長	<p>議案第 9 号非農地証明交付申請の承認について審議します。1 番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 9 号非農地証明交付申請の承認について説明いたします。番号 1、大字柳瀬字浜ノ上、地目は畑 1 筆で面積 211 m²です。この案件は令和 2 年 1 月 15 日に担当地区の農業委員さんと現地確認しております。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について 6 番委員に報告をお願いします。</p>
6 番委員	<p>先日、確認してきました。三角形の土地で半分は宅地化しており、残地はトラクターが 1 回通れるほど。その状態ですので、非農地にしたいと申し出がありました。もともとは狭い道が拡幅され、</p>

議長	<p>農地としての使用が難しくなった状況です。</p> <p>ただいま、事務局からの説明と6番委員から報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。</p>
議長	<p>これをもちまして、本日提案しました議案は全て終了しました。</p> <p>その他</p>
事務局	<p>(1) 次回の総会の開催日について 3月10日火曜日、午前9時から</p> <p>閉 会</p>
議長	<p>それでは、これで本日の総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。</p>

閉会：午前9時36分

会議の内容に相違なき事を認め、ここに署名する。

令和2年2月10日

相良村農業委員会

署名委員 1 番 _____ (印)

署名委員 2 番 _____ (印)